



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

〒100-8916
東京都千代田区霞が関1丁目2番2号中央合同庁舎5号館
厚生労働省 健康・生活衛生局
食品監視安全課 獣医系技官採用担当
TEL 03-3595-2337(直通)
email vet-recruit@mhlw.go.jp

獣医系技官採用情報ホームページ

厚生労働省 獣医



獣医師の知識を活かし
国民の健康・安全を守る

厚生労働省 獣医系技官とは

獣医学的な知識を実社会に役立てます

獣医学の知識・技術は、動物（家畜、野生動物、魚介類など）を介したリスクから、ヒトの生命・健康を守ることに応用ができます。科学的に考察する能力と獣医学的知識を基盤として、行政・法律などの社会科学の知識を組み合わせて習得することで社会に貢献します。



国民生活・現代社会が直面する広範な分野・課題に対して、様々な獣医学の知識及び技術を応用することにより、社会に貢献することができます。

CONTENTS

- 02 獣医系技官とは
- 05 課長からのメッセージ
- 06 幅広いフィールドで活躍する獣医系技官
- 08 幅広いフィールドで活躍する獣医系技官 関係機関
- 10 幅広いフィールドで活躍する獣医系技官 他府省庁
- 12 日本各地で経験を積み、活躍する
- 13 海外の機関・大学で成長、活躍する / 留学制度
- 14 獣医系技官のキャリアパス
- 15 キャリアを積んだ獣医系技官
- 16 厚労省・農水省 獣医系技官 対談
- 18 チームで取り組むプロジェクト ALL JAPAN
- 20 獣医系技官の1日の過ごし方
- 22 若手獣医系技官VOICE
- 24 ワークライフバランス
- 26 説明会・採用について

※各獣医系技官の所属・役職は令和7年9月時点のものです。

公衆衛生分野を中心に活躍しています

食品安全

食中毒対策、食品の輸出入などの国際的な課題、食肉・食鳥肉の安全対策や残留農薬、遺伝子組換え食品対策など、食品の安全性の確保を図るため、食品衛生法などの法律に基づいた種々の施策を講じます。

感染症対策

狂犬病、デング熱、鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対して、人への感染を未然に防止するため、国民への正しい知識の普及や危機管理体制の整備、動物の輸入規制等の感染症法などに基づく施策を講じます。

その他行政分野

左記の分野にとどまらず、国際案件、研究分野、政府の基本方針の調整など、国全体で進めていく施策に貢献することもあります。

多種多様な部署や組織で業務に携わっています

本省を中心として様々な関係機関で活躍が期待されています。また、社会情勢の変化により、獣医師が必要となる新たな部署に配属されるなど多種多様な部署や組織を経験できます

令和7年9月現在

厚生労働省 本省	大臣官房	・疾病の予防及び治療に関する研究の総括
	健康・生活衛生局	・食品の安全対策 ・動物由来感染症対策
附属機関	検疫所	・海港、空港の検疫業務と輸入食品監視業務
	地方厚生局	・輸出食肉施設などに対する査察、指導
他府省庁	国立保健医療科学院	・公衆衛生に関する研究及び研修
	内閣府	・食品のリスク評価【食品安全委員会】
地方自治体	農林水産省	・家畜衛生
	消費者庁	・食品表示 ・食品衛生基準
関係機関	環境省	・動物愛護管理
	内閣官房	・感染症危機への対応に係る司令塔機能【内閣感染症危機管理統括庁】
国際関係機関	北海道、茨城県、さいたま市、福岡県	・自治体の公衆衛生獣医師として勤務
日本医療研究開発機構（AMED）、国立健康危機管理研究機構（JIHS）		
在カナダ日本国大使館、世界保健機関（WHO）、国際協力機構（JICA）、ASEAN 感染症対策センター（ACPHEED）		

政策立案から実施に至るプロセスすべてに関わります

チームで取り組む
プロジェクト
ALL JAPAN 参照

政策の立案から実施に至るまでのすべての過程に獣医系技官は関与します。

円滑な課題解決ができるよう、情報収集し、関係者と意見交換していくことが大切です。



獣医師としての専門性と行政スキルの両方が必要です

獣医師であると同時に公務員でもある獣医系技官は、専門家としての科学的思考、検証能力が求められる一方で、行政官としての調整力、交渉能力も必要です。国家公務員であるため、国内外問わず、多種多様な分野の人と関わります。そのため、広い視野を持ち、人と交流できる、コミュニケーション能力も求められます。これらの能力は、実務をこなすことで備わります。配属先については、採用者が少数の分、各個人の能力を伸ばせるよう、人材育成を十分に考慮して行っています。



こんな想いをもっているなら、あなたの力を生かせるかもしれません

＼ 人のため、社会のために
役立ちたい！ ／

獣医学の知識を通じて人の健康に関わる
仕事です。その対象は日本国民全体に及
びます。社会に貢献したいという志が重
要です。

＼ 様々な人たちと
協力するのが楽しい！ ／

制度作りは自分一人ではできません。
多くの関係者の意見を聞き、自らも知
識を吸収しながら協力して物事に取り
組みます。

いろいろなことに
興味がある！

獣医系技官が携わる領域は多岐に及び
ます。好奇心を失わず、社会に対する
関心を常にもって課題に取り組むこと
が必要です。

「公衆衛生」施策の企画立案
人の健康を守る
私たちの仕事は、

課長からのメッセージ leaders message

今、このパンフレットを開いてくれた皆さんは、「厚生労働省の獣医系技官って、どんな仕事をしているんだろう。」と思っていると思います。一般的に、獣医師は「動物の健康を守る」仕事が多いと思います。それに対して、私たち厚生労働省の獣医系技官は「人の健康を守る」仕事、すなわち「公衆衛生」を仕事としています。そしてその中でも、特に食品衛生対策や感染症対策などの分野における施策の企画立案を担っています。

印象に残っている仕事・できごと

私自身のことで言えば、平成25年に新法として制定された食品表示法において、その法案作成に係る検討会から国会審議に至る一連の過程にイチから携わることができたこと、ゲノム編集食品のトマト、マダイ、トラフグの初めての上市に携われたこと、サル痘（現エムポックス）の記者会見を行ったこと、新型コロナウイルス感染症の感染状況を検討する専門家会合後の毎回の記者会見を担当したこと、小林製薬の紅麹事案を踏まえた機能性表示食品の制度改正に携われたこと、などが特に印象に残っています。記者会見は、自分の発言がそのままテレビ画面に流れるので、緊張しつつも同時にとてもやりがいのある業務でした。また、機能性表示食品の制度改正では、関係団体と何度も話し合い、調整し、理解をいただきな

がら進め、それぞれの立場の違いによる様々なご意見がある中で、その時点としては最良の制度改正が出来たと思っています。

厚生労働省で皆さんを待っています

私が経験した業務以外にも、科学的知見に基づいた食品のリスク評価、食品の規格や基準の策定などの業務があります。また、私は英語が得意ではないので希望しましたでしたが、海外の大学への派遣、海外の日本大使館、WHO、JICAなどの

国際機関における職員としての業務もあります。このパンフレットでご紹介するいずれの業務も、人の健康を守る公衆衛生施策の企画立案に深く関わる重要な業務です。

人の健康を守る「公衆衛生」に興味があれば、獣医系大学の学生向けのインターンシップ制度もありますので、是非、私たちの仕事を肌で感じてみて下さい。厚生労働省で、人の健康を守る「公衆衛生」施策の企画立案を、皆さんと一緒に進めるができる日を楽しみに待っています。



健康・生活衛生局
食品監視安全課 課長
今川 正紀 IMAGAWA Masanori
平成10年 厚生省（現厚生労働省）入省
平成21年 環境省動物愛護管理室 室長補佐（動物愛護行政の企画立案）
平成23年 消費者庁食品表示課 室長補佐（食品衛生の表示）
平成25年 厚生労働省監視安全課輸入食品安全対策室 室長補佐（輸入食品）
平成28年 さいたま市食品・医薬品安全課 課長（市内の食品衛生、医薬品監視指導）
令和2年 厚生労働省食品監視安全課食中毒被害情報管理室 室長（食中毒情報など）
食品基準審査課新開発食品保健対策室 室長（ゲノム編集など）
令和4年 厚生労働省結核感染症課感染症情報管理室 室長（動物由来感染症、新型コロナウイルス感染症など）
令和5年 消費者庁食品表示課保健表示室 室長（機能性表示食品、トクホなど）
令和7年 現職

幅広いフィールドで活躍する 獣医系技官

獣医系技官が活躍するフィールドでの、実際の業務の様子などを、先輩技官に紹介してもらいました。

食品監視安全課

食中毒対策、食品の輸出入などの国際的な課題、食肉・食鳥肉の安全対策や残留農薬、遺伝子組み換え食品対策など、食品の安全性の確保を図るために、食品衛生法などの法律に基づいた種々の施策を講じています。



世界とつながる食の門番
輸入食品の安全性は私たちが守ります

海外から輸入される食品については、全国の海港・空港に置かれた厚生労働省の検疫所において、食品衛生法に適合しているか書面審査や検査による確認が行われ、合格したものだけが国内で流通する仕組みとなっています。

私が所属する輸入食品安全対策室では、それぞれの食品の持つリスクに応じた効果的な監視指導が検疫所で行われるよう、年間計画を立て、その計画を円滑に実行できるよう、様々な調整を行っています。海外で健康被害を起こしている食品が輸入されたときなど、突発的な事案にも対応しています。

また、日本の法律に合致したものを輸出してもらえるよう、輸出国の政府機関と協議したり、現地調査を行って改善策とともに検討するなど、国際的な連携も進めています。

この仕事のやりがい・魅力は？

輸入食品に対して漠然とした不安を感じる方もいらっしゃるかもしれません、国内の食品と同様、輸入食品についても皆さんが安心して口にできるよう、私たち厚生労働省職員が誇りを持って日々取り組んでいます。こうした活動をより多くの方に知っていただけるようアピールしていきたいです。

健康・生活衛生局
食品安全課 輸入食品安全対策室長
福島 和子
FUKUSHIMA Kazuko

平成11年入省。途中、米国留学やWHOへの派遣、さいたま市への出向などを経験しながら、検疫所、監視安全課、基準検査課、国際食品室、結核感染症課等において多様な業務に携わる。令和5年9月から現職。

現在、日本政府は農林水産物・食品の輸出拡大に取り組んでおり、厚生労働省は食品衛生法を所管する省庁として輸出解禁の交渉や適切な食品が輸出されるための国内管理等を行っています。具体的には、輸出先の国や輸出する食品の種類によって要求される衛生管理が異なるため、その要求を満たすことができるよう国内の事業者や自治体に説明し管理体制を整え、輸出先国政府に対しては要求内容を満たしていることを説明していきます。また、輸出先国の要求内容について、科学的な根拠に基づき意見を提出することもあり、獣医師としての知識や科学的考察力が活かされる場面だと思います。輸出先国政府の査察官を迎える、日本の管理体制について理解を深めてもらうことも重要な業務のひとつです。

この仕事のやりがい・魅力は？

日々、多くの方から困っていることの相談や新しいアイデアのお話をいただきますが、どんなにいい解決策やアイデアがあっても、法基盤が整っていないければそれを社会に反映させることができません。社会が前に進むための土台を作ることができるの公務員だけだと思います。

日本の安全な食品を世界へ



健康・生活衛生局
食品安全課 輸出先国規制対策室
輸出食品安全対策官
石井 絵美
ISHI Emi

平成26年入省。厚生労働省本省で輸入食品、遺伝子組み換え食品及び健康食品の安全対策などを担当したほか、徳島県、内閣府食品安全委員会事務局及び消費者庁への出向や二度の産休・育休を経て現職。

感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえて感染症対策部が設置されました。国内外の感染症の動向を把握し様々な対策を講じています。内閣官房内閣感染症危機管理統括庁などの関係機関とも連携し業務を行います。

感染症分野では、平成27年から3年間、結核感染症課で課長補佐として、動物由来感染症対策や病原体管理規制への対応等の企画立案や危機管理対応を行いました。特に、薬剤耐性への課題へのワンヘルス・アプローチの対策やジカウイルス感染症がPHEIC（国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態）となったことに伴う感染症関係法令の改正等が強く印象に残っています。感染症分野の医薬品研究開発については、AMEDの感染症疾患調査役として携わった令和3年からの3年間に統一して、令和6年に着任した感染症対策課の課長補佐としても取り組みました。令和7年からは、感染症情報管理室長として、広報、感染症の情報管理、動物由来感染症対策、医療DXの推進、病原体管理規制への対応を中心に、様々な課題に取り組んでいます。

この仕事のやりがい・魅力は？

広報に携わるのは初めての経験ですが、感染症予防の基本は国民の皆様への注意喚起が基本であり、患者を少なく抑えるための大変重要な業務を感じています。いま話題の重症熱性血小板減少症候群（SFTS）の対策の啓発についても、有名誌の編集長など様々な職歴を有する同僚と一緒に、メディアの方々を通じて国民の皆様に分かりやすく伝えることに心がけています。

新たな課題への解決に向けて



健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課
感染症情報管理室長
大塚 和子
OTSUKA Kazuko

平成12年入省。食品安全分野では、輸入食品、輸出食品、リスク評価への対応や経済連携協定交渉に従事。医療・感染症分野では、AMED疾患基礎研究課長として感染症等の医薬品研究開発支援を推進。令和7年より現職。内閣官房内閣感染症危機管理統括庁兼務。

厚生科学課

科学的根拠に基づく政策立案のための行政研究の推進、革新的医薬品創出等の保健医療分野の科学技術イノベーション戦略の推進、自然災害や重篤な感染症への危機管理、など、省全体に関わる業務を所掌しています。

私の現在の業務は、省内の各部局が、科学研究や科学技術に関する業務を円滑に進めるための「お手伝い」です。

例えば、「厚生労働科学研究費補助金」（厚労科研）事業の取りまとめ役を担っています。食品安全などの個別の分野を担当する獣医系技官は、担当分野で推進すべき研究課題の検討を行いますが、私は内容面ではなく、研究制度全体の運用を担当しています。研究者がスムーズに研究を進めたり、一般の方々が研究成果を活用したりできるよう、研究課題の公募などに関するルールの策定、研究成果を公表するためのデータベースの整備などを行っています。

主役にはなりませんが、獣医師として幅広く、科学を題材にした業務に携わることができ、他部局とは違った面白さを感じられます。

成長を感じることは？

他省庁等外部への出向を経験することが、特に成長の助けとなりました。以前に携わっていた業務について別の立場から考えたり、自分が以前所属していた部局とやりとりしたりすることで、新たな考え方を得られたり、思考の幅が広がったりしたと感じています。

大臣官房厚生科学課
奥村 水門
OKUMURA Minato

平成24年入省。新開発食品保健対策室、食品安全課乳肉安全係、北海道厚生局食品衛生課などを経て、令和6年から現職。徳島県、内閣官房内閣感染症危機管理統括庁への出向も経験。

科学技術の推進における黒子役
厚生労働省全体における黒子役



地方厚生局

地方厚生局は、地域における厚生行政の政策実施機関として、健康・福祉、年金、医療・医薬、麻薬取締等に関する業務を行っています。食品衛生課では、食品等の輸出促進対策、広域食中毒の防止、登録検査機関の監督等を行っています。



日本の安全を守り、
日本の食品を世界へ

地方厚生局食品衛生課では、食肉、食肉製品、卵製品、水産食品などを輸出する施設の認定や、認定施設の定期的な査察を実施しています。

私は主に牛肉、豚肉などの食肉やローストビーフ、ハムなどの食肉製品製造施設の定期査察を担当しています。定期査察では、認定施設のウォータースルーや製造記録の確認を行い、輸出先国が求める衛生要件を遵守しているか、動物福祉に配慮しているなどを確認しています。関東信越厚生局管内には、30年以上も認定施設として維持管理されている施設から、認定を取得して間もない施設、認定希望施設まで様々な施設があり、それぞれ製造している製品も抱えている問題も異なります。そのため、施設毎に最適な指導を行えるよう、日々検討を重ねています。

この仕事のやりがい・魅力は？

地方厚生局の定期査察業務は、認定施設の方々や施設を所管する地方自治体の方々の声を聴き、日々の努力を感じられることが大きな魅力です。関係者一丸となって食肉衛生の向上を目指すため、海外で日本産の食肉を見かけると大変嬉しく思います。

関東信越厚生局
健康福祉部食品衛生課食品衛生専門官
伊藤 詩織
ITO Shiori

平成21年入省。九州厚生局で輸出食肉施設の査察等を担当。その後、福岡県への出向を経て健康・生活衛生局食品監視安全課、同局国際食品安全室（令和6年4月より消費者庁へ移管）等の業務を経験。令和6年1月より現職。

検疫所

検疫所は国民の健康と安全を水際で守るために、感染症の流入を防止する入国者に対する検疫業務、媒介動物の侵入を防止する衛生業務、そして輸入食品による健康被害を防止する輸入食品監視業務を主に行う厚生労働省の施設等機関です。

食品衛生法に基づき、販売等を目的として食品、添加物等を輸入する場合、検疫所への届出が必要です。食品監視課ではその届出が日本の基準に適合しているか審査し、必要に応じて検査を行っています。成田空港は、鮮度を重視する食品（活うなぎ、生鮮まぐろ等）、付加価値の高い高級食材（トリュフ、フォアグラ、キャビア等）、衛生管理が厳しく求められる冷蔵品、そして、わが国に輸入実績のない新しい食品等の輸入が多い傾向があります。国民の皆様に安全な食品等を速やかに届けられるように、急ぎながらも慎重に業務を行っています。

今年の夏は猛暑で、倉庫での現物確認検査はかなり厳しい状況でしたが、多種多様な食品等や多くの輸入者と接しながら、変化に富んだ日々を過ごしています。



輸入食品監視の最前線で
民の健康を守る

印象に残っているプロジェクト

いつ収束するか分からない状況の中、新型コロナウイルス感染症の検疫対応（入国者対応、陽性者療養施設対応等）を多くのスタッフと協力して行ったことが強く印象に残っています。大変な事も多いですが、普通では経験できないことを数多く経験することが出来ました。

成田空港検疫所
食品監視課 課長
茂野 雄城
SHIGENO Katsushiro

平成3年入省。乳肉衛生課、千葉市保健福祉局、医薬品医療機器総合機構、中国四国厚生局、基準審査課、東京検疫所食品監視課、医薬基盤健康栄養研究所等、18箇所の職場に勤務。令和6年より現職。

国立健康危機管理研究機構

国立健康危機管理研究機構（JIHS）は国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが令和7年4月に統合し、新たに発足した組織です。JIHSは感染症その他疾患に関する調査・研究の実施や医療の提供を通じて安心できる社会の実現に貢献することを使命としています。

国際協力部では、組織全体に関わる国際案件の各種調整業務を実施しています。公衆衛生上大きな脅威となる新興・再興感染症への対応のための情報提供、研究・技術面での国際貢献、WHOや諸外国の研究機関等との連携調整を行っています。具体的には2003年以降、台湾、中国、韓国、インドネシア、ベトナム、インド、モンゴル、タイ等の感染症研究機関との研究協力に関する覚書（MOC）を締結し共同研究事業を推進するとともに、「日中韓感染症フォーラム」等の開催を通じた諸外国との情報共有・連携強化を進めています。またJICAが実施する感染症対策事業で必要とされる専門家の派遣や研修の実施に関する連絡調整窓口を務めるなど、国際貢献にも取り組んでいます。

印象に残っているプロジェクト

監視安全課の時、BSE発生に伴い輸入停止となっていた米国・カナダ産牛の輸入再開に向けて現地の食肉処理施設の現地査察を行いました。広大な北米は移動など大変でしたが、当時社会的に関心が高かった案件にかかることができ、貴重な経験となりました。

次なるパンデミックを見据えた
国際連携の強化推進と
研究の深化を見据えた

国立健康危機管理研究機構
国立感染症研究所
国際協力部長
横田 栄一
YOKOTA Eiichi

平成10年入省。東京検疫所、本省の基準課、監視安全課及び企画情報課国際食品安全室などで主に食品安全関係業務を担当。その後、在カナダ日本大使館への出向や感染症対策課感染症情報管理室長などを経て令和7年より現職。

国立研究開発法人 日本医療研究開発機構

医療分野の研究開発における基礎から実用化までの一貫した研究開発の推進、成果の円滑な実用化及び医療分野の研究開発のための環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野の研究開発及びその環境の整備の実施、助成等の業務を行っています。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）は、医療研究開発を基礎から実用化まで一貫して推進している資金配分機関です。新しい医薬品や医療機器、治療法の開発においては、製薬企業のみならず、アカデミア（大学、研究機関等）における研究成果を実用化につなげることも重要です。

私は、新たな研究成果を生み出すアカデミアの基盤整備を進め、実用化を促進するため、大学病院・医学部としての研究改善に係る取り組みと研究活動を一体的に推進するプログラムや、大学発の医療系スタートアップ（いわゆるベンチャー企業）を支援する事業、アジア地域における臨床研究・治験ネットワークを構築する事業、質の高い生物統計家を育成する事業等を担当しています。

この仕事のやりがい・魅力は？

この仕事は、医学研究のみならず、獣医学分野も含めた幅広い分野の研究を連携させ、その成果を医薬品・医療機器等につなげる仕事です。基礎研究が実用化されるまでは非常に長い時間がかかりますが、革新的な研究成果や医薬品・医療機器の実用化につながる可能性が見えた時は、一日も早く患者さんに届けられるよう、さらにがんばる意欲がわきます。

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）
橋渡し・臨床加速事業部医学研究推進事業課 課長
田中 鈴子
TANAKA Suzuko

平成14年入省。検疫所、監視安全課、基準審査課、厚生科学課、結核感染症課、地方厚生局等において多様な業務に携わる。途中、農林水産省や内閣府への出向、産休・育休等を経て令和7年4月から現職。

一医療分野の研究成績を
早く実用化する
患者さんにお届けする



消費者庁ー食品表示課

市場に流通している食品には、その包装に様々な表示があります。食品表示課では、その包装表示の内容や記載方法について、基準を策定する等しています。



令和6年4月に食品衛生基準行政の厚生労働省から消費者庁への移管に伴い、令和6年4月から消費者庁に異動しました。異動前の3月に小林製薬の紅麹関連製品の事案が発生し、食品衛生の関係で関わっていましたが、当該製品が食品表示法に基づく食品表示基準を踏まえた機能性表示食品であったため、消費者庁異動後は「機能性表示食品を巡る検討会」等、食品衛生と食品表示の両方に関わっておりました。その後、令和7年4月に、食品表示課保健表示室に異動になり、機能性表示食品を含む保健機能食品、乳児用・病者用の特別用途食品、栄養成分表示等の食品表示制度を担当しています。主な業務としては、検討会の報告書等を踏まえた、機能性表示食品の見直しを円滑に進めることです。

印象に残っているプロジェクト

監視安全課乳肉安全係の時、平成25年のBSE対策の見直しでは、食品安全委員会のリスク評価結果を踏まえて、米国産牛肉の輸入できる対策を20ヶ月齢以下から30ヶ月齢以下に引き上げを行いました。この見直し以降、米国産牛肉の輸入が増え、多くの店舗で米国産牛肉を見ることになりました。

消費者庁
食品表示課 保健表示室長

今西 保
IMANISHI Tamotsu

平成16年入省。監視安全課で東日本大震災（食品中の放射性物質）関連業務、BSE対策等を担当。内閣府食品安全委員会事務局評議第二課を経て、消費者庁食品衛生基準審査課。令和7年4月より現職。

環境省

今日の環境問題は、日常生活や事業活動から生ずる過大な環境負荷が原因となっており、解決の手段として大量生産・消費・廃棄型の現代社会の在り方を持続可能なものへと変革するため、環境省は様々な施策を講じています。

環境省の動物愛護管理室は、人と動物の共生する社会の実現を図るために、動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取り扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物を正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭など生活環境の保全上の支障を防止することを目指し施策を展開しています。人と動物のかかわり方は、ペット、産業動物、実験動物などその目的や種の違いに応じて多岐にわたりますが、これら動物の適正な飼養管理のため、時には専門家を交えながら基準の策定を行ったり、自治体、業界及び愛護団体等関係者と協力しつつ、動物愛護管理法の趣旨に沿った普及啓発などに取り組んでいます。

人と動物の
社会の実現を
目指す



環境省
自然環境局総務課動物愛護管理室
指導調整専門官

佐藤 暢彦
SATO Nobuhiko

平成29年入省。畜産の主要地域の九州において輸出肉処理施設の査察業務に従事。その後2年間の福岡県庁出向を経て、厚生労働省食品監視安全課にて食中毒被害情報の管理及び乳肉の安全行政を担当。令和5年より現職。

消費者庁ー食品衛生基準審査課

食品安全委員会のリスク評価結果に基づき、農薬、動物等医薬品等の残留基準や、食品添加物、微生物等に係る規格を策定するほか、食品の安全性を確保するための製造・加工等の基準を策定しています。

食品衛生に関する規格基準を策定するために、食品安全委員会（独立性の維持のため内閣府に設置）が、科学的知見に基づきリスク評価を実施します。私は様々な規格基準のうち、獣医の知識を活かせる、乳、乳製品や畜水産物の微生物に係る規格基準の策定に関する業務を担当し、食品安全委員会ヘリスク評価を依頼するための規格基準案の検討を行っています。規格基準案の検討においては、ハザードを考え、それを低減するために必要なリスク管理措置（ハザードが低減したことを確認するための規格や加熱殺菌など製造の基準）を専門家や関係機関と意見交換しながら進めるなど、食品の安全を守るために様々な調整を実施しています。

この仕事のやりがい・魅力は？

入省後しばらく1年おきに部署を異動し、様々な食品衛生に関する業務を担当しました。若いうちに多様な業務を経験できたことで、視野が広がり自身の成長につながったように思います。国という最前線の立場で多くの人と関わり合いながら、社会課題に向き合う日々にやりがいを感じています。



消費者庁
食品衛生基準審査課 係長
塚本 純己
TSUKAMOTO Junki

平成29年入省。東京検疫所を経て、食品監視安全課輸入食品安全対策室にてBSEに係る輸入牛肉の月齢制限撤廃に関する業務を経験。食中毒被害情報管理室時代はコーデックス専門部会に出席。その後茨城県に出向し、令和4年より現職。

内閣府食品安全委員会事務局

内閣府食品安全委員会事務局は7名の委員、16の専門調査会やワーキンググループで構成されており、リスク管理機関から独立して科学的知見に基づき客観的かつ中立公正に食品のリスク評価を行う機関です。

内閣府食品安全委員会事務局は、リスク評価に必要な科学的知見の整理、リスク管理機関との連絡調整、リスクコミュニケーション等を行っています。評価調整官は、化学物質系を担当する評価第一課と、微生物やかび毒など生物系を担当する評価第二課の両方に属し、多岐にわたる危害要因に係るリスク評価に携わり、ほとんどの専門調査会に出席して横断的事項を担当します。また、近年のレギュラトリーサイエンスの進展に伴い、リスクアセスメントに係る新たな評価技術が国内外で開発されており、それらをリスク評価に活用するための取組みを行っています。リスク評価を行うために必要な科学的知見やデータを得るための研究や調査事業にも携わっており、業務は多岐にわたります。

こんな仲間と働いています

内閣府食品安全委員会事務局は、厚生労働省、農林水産省、水産庁など様々な省庁の職員で構成されていて、異なる背景を持つ者が一堂に会することによる面白さと、考え方ややり方の違いによる難しさがあります。話し合いながら協力して取り組める楽しさを感じています。

内閣府食品安全委員会事務局 評議第一課 評議調整官
蟹江 亜希子 KANIE Akiko
平成13年入省。入省2年目に本省監視安全課にて国内及び輸入牛のBSE対策等に携わり、東京検疫所、横浜検疫所を経て、再び本省乳肉担当補佐として国内監視を担当。その後、横浜検疫所を経て、令和7年より現職。



日本各地で経験を積み、活躍する

獣医系技官の活躍する場は霞ヶ関に留まりません。
全国各地で地方地域の公衆衛生行政に貢献すべく、日々奮闘しています。

自治体で活躍する獣医系技官

厚生労働省では各自治体との人事交流を行っており、各自治体でと畜検査や食品衛生業務などを経験し、法律に基づく実際の自治体の動きを知るとともに、円滑に行政が動けるよう各自治体とのつながりを強めています。



さいたま市に出向し、 生活衛生分野の一司令塔として奮闘

さいたま市の公衆衛生の向上に向けて、食品安全、動物愛護管理、薬事、環境衛生など、生活衛生業務全般の統括を行っています。

業務内容が幅広く苦労することもありますが、地域社会における公衆衛生獣医師の重要さを肌で感じるとともに、厚生労働省で策定された公衆衛生政策が関係者の努力により着実に遂行されていることを実感しています。



さいたま市
保健衛生局 保健部
生活衛生課 課長
川越 匠洋
KAWAGOE Tadahiro

北海道 食の宝庫・北海道から、世界へ

北海道は、ホタテやいくらをはじめとする海や大地の豊かな恵みを世界へ輸出しています。輸出食品は、日本の法律に基づく管理に加え、輸出先国の基準もクリアする必要があります。その安全を守るのが獣医師をはじめとする専門職の使命。国と自治体、事業者が連携し、安心でおいしい食品を世界に届けています。



北海道保健福祉部
健康安全局 食品衛生課
中澤 翔揮
NAKAZAWA Shoki

茨城県 地域に根差した食品衛生行政

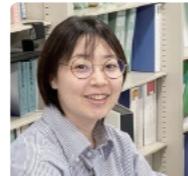
保健所では、飲食店や工場の衛生監視及び指導、食中毒発生時の調査及び対応などに携わっています。食品衛生分野においては、日々の業務の積み重ねが大規模な健康被害を未然に防ぐことにつながります。責任の重さを感じる一方で、社会に確かな役割を果たしているという実感を持つことが、この仕事の大きな魅力です。



茨城県
潮来保健所衛生課
小林 賢弥
KOBAYASHI Toshiya

福岡県 ワンヘルスの中心地、 福岡県で「人の健康」を守る

ワンヘルスとは「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方で、福岡県はワンヘルスの取組みに力を入れています。



福岡県
保健医療介護部 生活衛生課
村上 恵
MURAKAMI Rei

海外の機関・大学で成長、活躍する

能力を生かし、海外の国際機関や在外公館で活躍する獣医系技官もいます。
日本を飛び出し、幅広い視野で活躍することが期待されています。

国際協力機構

JICA

世界保健機関本部

WHO

海を越えて食の安全を守る、公衆衛生獣医師の挑戦

令和5年からJICA（独立行政法人国際協力機構）を通じ、パラグアイの行政機関であるSENACSA（国立家畜品質・衛生機構）で、JICA長期派遣専門家として勤務しています。現在は、食品衛生等の行政サービス向上を目的としたJICAの技術協力プロジェクトに携わっています。このプロジェクトはSENACSAの職員と共に進めるため、言語や文化が異なる中での業務は簡単ではありませんが、獣医師としての公衆衛生の専門知識と、厚生労働省で培った行政経験を活かしながら、日々挑戦しています。



JICA長期派遣専門家
(パラグアイ)
角野 敬行
SUMINO Takayuki

国際機関でグローバルな課題に対する解決策を導く

世界保健機関の所掌範囲は広く、私の部門では「食中毒予防」「健康的な食事」といったグローバルな課題について専門家を招いて解決策を議論し、成果を文書にまとめるといった業務を行っています。最近では食中毒の原因となるサルモネラやウイルスをテーマに会議を開催しました。会議では専門的な議論が交わされるため、厚生労働省での実務経験や大学で学んだ知識が役立っています。言語の壁などの苦労もありますが、多様なバックグラウンドを持つ上司や同僚と協力しながら取り組むことに大きなやりがいを感じています。



世界保健機関本部
栄養食品安全部
テクニカルオフィサー
長谷川 朗生
HASEGAWA Akio

CANADA

在カナダ日本大使館

大使館業務を通じてカナダの公衆衛生を考える

カナダの首都オタワにある日本大使館の経済班で、食品衛生や食肉検査を含む、保健・労働分野を担当しています。経済班は他省庁からの出向者が多く、主に出身省庁に関係する分野をそれぞれが担当しますが、何かあれば担当に問わらずみんなで相談しながら仕事をしています。

また、2025年はカナダがG7開催国であるため、6月のG7サミットでは全館体制で日本からの代表団を迎える準備を行いました。これまで関わることのなかった業務も多くありますが、そのぶん刺激や学びが多い職場だと思います。



在カナダ日本大使館
一等書記官
大里 早貴
OSATO Saki

留学制度

研修制度により、海外留学をすることが可能で、外国の大学院を対象とした行政官長期在外研究員制度や、外国の政府機関・国際機関等を対象とした行政官短期在外研究員制度があります。獣医系技官も本制度を利用し留学を行っています。

派遣研修制度の詳細については、人事院のホームページをご覧ください。



留学体験談：ワンヘルスを世界で学ぶ：政策に貢献するための専門性

獣医系技官として、専門知識と政策を橋渡しする役割が果たせるよう、オランダのユトレヒト大学で疫学を学びました。ユトレヒト大学では、医学部や獣医学部などと連携したワンヘルスの研究環境が整っています。多岐にわたる専門家と国際的なチームで薬剤耐性遺伝子のリスク因子について分析しました。英語で学べる大学院が多く、公共交通機関が充実し、自転車移動が一般的なオランダは、留学生にとって生活しやすい国でした。この経験は、国際的な視野をもち、専門性を高める貴重な機会となりました。



健康・生活衛生局 食品監視安全課
堀江 真悠
HORIE Mayu

獣医系技官のキャリアパス

厚生労働省の獣医系技官は、主に2~3年程度で異動となります。本人の希望や適性等が考慮された上で、厚生労働省の本省だけでなく、各附属機関や他府省庁、地方自治体、国際関係機関等に配属され、様々な業務を担います。

若手のうちから多くの人々と関わり業務を経験する中で、専門家としての科学的思考、検証能力だけでなく、行政官としての調整力、交渉能力を身につけていきます。その中で、幹部職員になると決断力やマネジメント能力がより求められることになります。

他機関への出向や海外留学など



係員

獣医系技官に求められる能力、関連法規等への理解を深め、今後の職務のベースとなる知識を習得します。上司の指示・指導のもと、政策の立案・実施の基礎をなす業務を着実に行なうことが求められます。検疫所への配属や自治体への出向等、本省以外に配属される機会もあります。

係長・主査

係員時代に習得した知識や経験をもとに、専門的な知識・技術を身につけ、担当する政策の立案・実施の実務において調整や判断を行う役割を果すこととなります。関係各所とも連絡をとるマネジメント能力が必要となるほか、業務の中核的な立場として、課題解決能力も求められます。

課長補佐・専門官

これまでの豊富な知識と経験をもとに、各課室の政策立案の責任者かつ管理職としての使命を持ち、政策実現能力が求められる立場となります。また、人材育成や組織資源の最適配分などの高度のマネジメントを通じて、業務運営の効率化を図ることが求められます。

課長・室長

キャリアを積んだ獣医系技官

獣医系技官の先輩に、今までのキャリアを語ってもらいました



健康・生活衛生局 食品監視安全課
輸出先国規制対策室長

小島 三奈 KOJIMA Mina

平成14年 企画課検疫所業務管理室(輸入食品監視に係る検疫所との連絡調整の担当)
平成16年 岡山県に出向(食品衛生監視指導等の担当)
平成18年 監視安全課食品安全係長(食中毒対応等の担当)
平成21年 人事院行政官短期在外研究員として派遣(オーストラリア)
平成24年 世界保健機関(WHO)食品安全・人獣共通感染症部に出向(食品安全リスク評価の担当)
平成27年 企画情報課国際食品安全室 専門官(経済連携協定交渉等の担当)
平成30年 食品監視安全課輸入食品安全対策室 室長補佐(輸入食肉の安全確保等の担当)
令和2年 食品監視安全課 課長補佐(国内における食肉衛生の担当)
令和4年 さいたま市生活衛生課 課長(生活衛生関係業務の担当)
令和7年 現職

厚生労働省では食品安全分野で地方自治体での勤務から海外国際機関への出向まで経験することができました。実感したのは、世界、国、地方のどの段階でも食品の安全性確保は重要な社会テーマであり、そこには必ず公衆衛生獣医師が重要な役割を果たしているということです。

れたリスク評価について、世界中から専門家と評価に必要なデータを募集し、専門家の選定、収集したデータの整理等を行い、専門家会合が円滑に進むよう取り組みました。英語で世界の専門家等とやりとりするのは大変でしたが、獣医学の知識が役立つ場面もあり、国際機関で獣医師として働くという貴重な経験ができました。

平成 30 年 輸入食品安全対策室 室長補佐

平成 30 年に公布された改正食品衛生法において、輸入される食肉に HACCP に基づく衛生管理を求めることが、乳及び乳製品に衛生証明書の添付を求めるところとなり、省令改正や輸出国への通報、輸入可能な国の告示等を担当しました。すでに多くの国から食肉や乳・乳製品を輸入しており、施行日を迎えるもそれらの輸入に支障が出ないよう、丁寧な説明や迅速な情報収集・分析に努めました。輸出国との協議には英語が必要でしたが、WHO 等での経験が役立ちました。

令和 4 年 さいたま市 生活衛生課長

入省 3 ~ 4 年目に、岡山県に係員として出向した経験はありましたが、これまでの本省等での勤務を経て、さいたま市の課長として出向しました。事業者、消費者、学識経験者、府内の他部局等から意見をいただきながら、市の食品安全に関する施策を立案・推進する業務を担当し、時には直接市民の方に食品安全に関する話題を提供したり意見交換をする機会を通じて、生活者の目線で食品安全を考えることの大切さを再認識することができました。

国家公務員 獣医系技官 実像、それぞれの役割とは？

獣医系技官は厚生労働省のみならず、農林水産省にも多く在籍しています。業務は違えど、多くのことで連携をしあい日々奮闘しています。

現在の業務について

本橋（厚生労働省採用→農林水産省出向中）：酒田さん、今日はよろしくお願いします。今はお互い出向中の身という、少し不思議な立場ですね（笑）。まずは現在の業務について教えてください。

酒田（農林水産省採用→厚生労働省出向中）：こちらこそよろしくお願いします。本当に不思議なご縁ですよね。私は現在、厚労省に出向しており、健康・生活衛生局食品監視安全課の乳肉安全係に在籍しています。ちょうど本橋さんが以前座っていた席ですね（笑）。業務内容は、国内で流通する食肉や乳製品等の安全を確保する施策の企画立案を中心に、制度の運用や監視指導にも関わっています。これまで農水省では、動物検疫所で動物・畜産物の検疫業務や、本省の動物衛生課で畜防疫に関する施策の企画立案に携わっていました。

本橋：現場経験は大事ですよね。私も厚労省の検疫所で輸入食品の検疫業務を行っていたことがあります、その後の政策立案の際に経験が役立ったと感じました。私は厚労省で採用され、今は農水省消費・安全局動物衛生課の病原体管理班で勤務しています。主な仕事は、畜伝染病の発生予防に向けた取組や、病原体の所持規制、そして畜伝染病発生時の緊急対応体制の整備等です。

酒田：昨今の高病原性鳥インフルエンザの対応・対策等、世間の関心はこれまで以上に高まっていますよね。そんな中、国内で畜伝染病が発生した際の、専門家や業界の方との調整は大変なんじゃないですか？

本橋：そうですね。制度の実効性を高めるために、いろいろな立場の方からの意

見を聞いて、現場とのバランスを考えるのが難しいです。



なぜ国家公務員に？

本橋：そもそもですが、酒田さんはどうして国家公務員を志望されたんですか？

酒田：就職先について迷っている時に、漠然と「スケールの大きい仕事がしたい」と思ったのがきっかけです。それと、食べるが好きだったこともあり、国産の安全な食品がいつでも食べられる社会を守りたいと思いました。農水省を選んだのは、獣医師としてどう社会に関わりたいか、と考えた時に、特に畜産業を畜の伝染病から守りたいという気持ちが強かったからですね。本橋さんが国家公務員を志望された理由は何ですか？

本橋：最初に公衆衛生行政に興味を持ったのは、大学での厚労省の職員による出張講義ですね。獣医師の知識を活かして人の健康を守る、という仕事に大きなやりがいを感じ、国際的な感染症対策にも携われるという点から国家公務員、特に厚労省を選びました。

酒田：公衆衛生と畜産衛生、アプローチは違っても「国民の生活を守る」という使命は同じですよね。それに畜産衛生と食品衛生はどちらもフードチェーンの流れの中でつながっていると感じます。

本橋：本当にそう思います。今こうしてお互いの省庁で働いてみると、視点の違いを実感しながらも、目指すゴールは同じだと再認識します。

お互いの業務上での関わりは？

酒田：乳肉安全係として直接のやり取りは少ないのですが、厚労省食品監視安全課では、農水省動物衛生課とは日頃から食品衛生や畜産衛生に関する情報共有を行っています。皆さんが思っているよりも、やり取りは多いと思います。

本橋：私も以前、厚労省で輸入食品の安全確保に係る仕事をしていたとき、畜産衛生に関する動物検疫所の対応で農水省と何度も調整した経験があります。特に牛海綿状脳症（BSE）関連では、細かな手続きまで両省で連携する必要がありました。

※1 人や動物の健康と、それを取り巻く環境を包括的に捉え、関連する人畜共通感染症などの分野横断的な課題に対し、関係者が連携して取り組む概念。

酒田：食品衛生や感染症対策って、ひとつの省庁では完結しないですね。まさに「ワンヘルス（One Health）※1」の実践ですね。

本橋：酒田さんの仰るとおり、動物の病気が人へ波及するリスクを考えると、省庁の垣根を越えて連携することの重要性を日々感じます。

農水省と厚労省の業務

酒田：本省での仕事は政策の立案や国会対応など、形式としてはどちらの省も似ています。ただ、扱う施策の目的は明確に異なりますよね。

本橋：そうですね。厚労省は「ひとくらし、みらいのために」をキャッチフレーズとしていて、その中でも獣医系技官としては、たとえば食品の安全性確保や人畜共通感染症の監視など、人の健康への影響を強く意識した施策に携わることになります。

酒田：農水省は、生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を未来の子供たちに継承していくことを使命としています。

本橋：特に危機管理等の緊急時の対応は、行政間で連携して対応する必要がある共通の任務ですからね。状況に応じて、臨機応変に連携する力も求められます。



ます。そのために、例として畜産業の振興という観点から、畜産の健康を守ることを目的とした施策を行っています。

本橋：厚労省の検疫所や農水省の動物検疫所といった現場でも、それぞれの省庁や施策の目的に応じた業務をしてますよね。そういう面では、扱う施策によって目的が異なっていたとしても、さっき話していたように「国民の生活を守る」という使命は同じですね。

酒田：例えば災害や食中毒、感染症が発生したときは、どちらの省でも緊急対応に追われますよね。

本橋：特に危機管理等の緊急時の対応は、行政間で連携して対応する必要がある共通の任務ですからね。状況に応じて、臨機応変に連携する力も求められます。

読者へのメッセージ

酒田：今日は農水省と厚労省、それぞれの業務の違いや共通点について話しましたが、どちらの省で働くにしても、獣医師として、社会にどう貢献したいかを考え、進路を選んで欲しいと思います。

本橋：国家公務員獣医師は、責任の重さと同時に、社会へのインパクトの大きさも感じられる仕事です。国民の健康や安全を守る仕事に关心がある方は、ぜひチャレンジしてみてください。

酒田：本橋さん、今日はありがとうございました。お互いの立場からいろいろ話せて、とても有意義な時間でした。

本橋：こちらこそ、ありがとうございました。今後も連携しながら、それぞれの立場で頑張っていきましょう。



厚生労働省

農林水産省

政策の立案から施行 その流れとは？

ALL JAPAN

時折いただく「国の政策立案って具体的に何をしているんですか？」 「制度設計と言わざりともイメージが湧かない」との声にお答えして、広域食中毒事例の探索を例に制度設計の提案から検討、施行までの流れをご紹介します。

食中毒調査と散発・広域事例

通常は各自治体が主体となって進める食中毒調査ですが、食品流通や人の移動が広域化する中で地方をまたぐ事例、特に腸管出血性大腸菌（EHEC）によるものの発生やその対応にあたっての情報共有の遅れ、そこから生じる原因究明の難しさが課題となりました。

MLVAとは？

Multiple-Locus Variable-number tandem repeat Analysis（複数配列多型解析法）の略称。染色体の特定領域で認められる短い塩基配列の繰り返し回数を数え、複数領域で回数を比較することで菌株間の遺伝的な近さを分析します。

NESIDとは？

National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases（感染症サーベイランスシステム）の略称。感染症法に基づく発生の届出や、積極的疫学調査に関する全国の情報を集約・共有するためのシステムです。

厚生労働省 食品衛生部門



「見えないつながり」を追って 一新たな調査体制の構築

何らかの共通要因がありそうな患者の散発的な発生が認められても、当時は、遺伝子型がタイムリーに共有されないといった理由から、早期探知が難しく、もどかしく感じていました。課題を順に解決しながら、時には関係者との意見の相違を乗り越えつつ、新しい調査の仕組みを皆で作り上げていくことは、得がたい経験でした。

東京都保健医療局健康安全部



国と自治体との調整作業を経て 決定した運用

広域事案の探知には、国による一元的な情報収集と解析が効率的で、その結果を自治体にフィードバックするよう要望しました。また、肉類に偏りがちな喫食調査に、その他の視点を盛り込めるような調査票等の工夫や、自治体職員の負担増が最小限となるような配慮も要望しました。何度も意見交換し、現場を持つ自治体の意見を尊重していただけたと思います。

厚生労働省 感染症部門



感染症・食品衛生部門の連携による MLVAリストの活用

EHECの発生事例を踏まえ、自治体内・自治体間の感染症部門と食品衛生部門の連携が不十分という課題が挙がりました。感染症対策課では、JIHSでのMLVAデータ解析や食品監視安全課等との定期的な情報共有により、部門間・自治体間の連携を進めており、今後もEHEC対策等での関係者連携を図っていきたいと考えています。

国立健康危機管理研究機構（JIHS） 国立感染症研究所 応用疫学研究センター



データ連携が拓いた 広域食中毒への対応

広域食中毒の検出や分析は地域では散発にて困難なことが多く、全体を俯瞰した対応が不可欠です。出自の異なる病原体情報（MLVAリスト）と感染症情報（NESIDリスト）とを突合させ、異常を検出し、疫学情報を分析していく科学的アプローチが制度として根付いたことは非常に画期的であり、印象に残っています。

散発的な患者発生の背景に共通の要因は存在するのか？
自治体間での遺伝子分析手法の違い
感染症の流行か？食中毒なのか？
腸管出血性大腸菌（EHEC）による食中毒事例の散発的発生

分子疫学的な分析結果を活用し、広域発生の食中毒を早期探知し、被害の拡大を防止できないのか？

1 検討

分子疫学的な検査手法の統一

当時普及していた検査手法が複数あったこともあり、自治体間で検査手法が異なったために結果の直接的な照合が難しいという事例が発生しました。国として検査手法を統一するにあたり、判定の迅速性や確実性などの技術面について国立感染症研究所等の研究機関に意見を求めました。また、実行性の観点から、費用面での比較検討や検査機器等の整備状況の調査を行うとともに、自治体向け技術研修会も開催しました。

2 検討

食品衛生部門と感染症部門での 情報共有の効率化

EHECの症例は、喫食歴などから食中毒が疑われるよりも前に、感染症法に基づく医師からの届出により、感染症として探知される場合もあります。このため患者からいかに感染経路特定の鍵となる情報を聞き取り両部門間で共有するかが課題としてあげられました。実際に自治体で使用している調査票を提供してもらうとともに、厚生労働科学研究班と網羅すべき事項の検討を行い、共通調査票と調査協力マニュアルを策定しました。

3 検討

発生情報の集約と共有

検出された遺伝子型を元に広域発生の可能性を探知すること、また疑い事例で共通の発生要因を精査して拡大・再発防止に繋げるには関連情報を一元的に集約するだけでなく、必要に応じ速やかな追加調査を行う必要があります。事例ごとに共通ID（NESID ID）を付し、疫学情報やMLVAデータ等を紐付けしつつ集約して自治体間で閲覧可能にするとともに、国からのフィードバックも追加できる体制を整えました。

4 検討

広域連携協議会の設置

食中毒調査では他自治体への旅行や飲食の情報があれば、該当の自治体に情報提供や調査を依頼することが一般的ですが、調査段階では他の事例との関連性の有無が分かりにくい、関係する自治体が増えると情報共有の負担が大きくなるとの課題がありました。そこで国と各自治体の協力義務について明文化し、また国と各自治体で情報共有を行う広域連携協議会の設置規程を追加する法改正を行い、平時から体制を作る法的根拠としました。

MLVAリストを用いた 広域事案の探知・解析へ

獣医系技官の Life Style

獣医系技官が日々どのように過ごしているのか日常を追ってみました。

LIFE STYLE



健康・生活衛生局
食品監視安全課 食品安全係
犬飼 真秀
INUKAI Maho

令和3年入省。医薬・生活衛生局食品監視安全課に配属され、輸入食品の監視や輸入牛丼のBSE対策を担当。その後、茨城県に2年間出向した後に東北厚生局で輸出食肉施設の査察等を担当。令和7年4月から現職。

主に国内の食品を扱う施設に関する事項、特に HACCP に沿った衛生管理や食品衛生法に基づく営業許可制度を担当しているほか、手洗い等の食中毒予防に関する啓発活動、食品の自主回収報告制度も扱っています。また、獣医系技官の採用業務も担当しています。

平常時の業務

営業許可や届出制度、またHACCP に沿った衛生管理の推進についての施策を検討するにあたり、情報収集や課題の洗い出しを行います。地方自治体からの問い合わせ対応や衛生管理についての講習など、専門知識とコミュニケーション力の双方が必要な場面も多いです。

突発的な業務

国会会期中、関連委員会の開催前は、担当分野に関する質問の通告有無が確定するまで係内で当番を決め待機します。質問があると答弁者の調整や他省庁・関係部署とのやりとり、答弁書作成などの業務が一気に発生するため、係内・課内が一丸となって対応します。

出勤	9:30	出勤までに届いたメールを確認し、その日優先して行う業務や打合せ等の離席予定をまとめて係内にメールで共有します。重要な案件は付箋でメモしてモニタ端へ貼り付けています。
	12:00	省令の改正に向け、これまでの経緯や改正の要点を整理した説明資料を作成。Teams等のウェブツールも活用し、上席の方のご指摘を参考にしてブラッシュアップします。
	13:00	最近メニューが増えたこともあり、大体は職員食堂で食べています。省内にパン屋さんがあるので、時々おやつにチーズデニッシュを買っています。 
	15:00	政府広報室と作成した食中毒予防のための広報動画の試写会があり、内閣府へ。スタジオ撮影時からどう編集されたか、正しく予防の知識が伝わるか関係者で確認しました。
	18:00	海外の関係機関から小規模事業者を対象とした衛生管理の基準について調査票が回ってきました。機械翻訳も見つけて回答を練っています。  (写真は帯広出張の時見に行ったばんえい競馬)



近畿厚生局 健康福祉部
食品衛生課 食品衛生専門職
山田 大悟
YAMADA Daigo

平成27年入省。東京検疫所に配属。徳島県に出向し食肉衛生検査所や保健所での業務を経験。平成31年4月より本省健康局結核感染症課（現感染症対策課）にて動物由来感染症対策や新型コロナ対策に携わる。令和4年より現職。

厚生局の獣医師として、主に輸出食肉・食肉製品に関する業務を担当し、輸出認定施設への定期的な査察や、施設や自治体からの相談に対応しています。また、輸出水産や食中毒に関する業務にも携わっています。

平常時の業務

輸出食品施設への査察がメインとなります。査察に行くまでの準備、行った後の改善指導までがルーチンです。施設や食肉衛生検査所への指導にあたってはと畜の一般的な流れやHACCPの知識などをよく理解しておく必要があります。

忙しい時は

査察日などは自分で調整できるため、基本的に残業ゼロで業務を進めるようにしています。ただ、査察現場では何が起きるか分からないため重大な違反事案などがあった場合は時間がかかることがあります。

出勤	9:30	輸出食肉認定施設の査察は朝早くから始まります。そのため、査察前日は施設近辺のホテルに泊まり、7:30頃までは施設に入ります。
	12:00	査察の日は、と畜場や食肉処理施設内を実際に歩いて輸出要綱や衛生事項が守られているかを確認します。主にと畜現場などで獣医師としての知見が求められます。
	13:00	 査察の日は施設の食堂や近場の飲食店でランチを済ませます。事前に施設周辺をリサーチしておけば好きなお店に行けます。
	15:00	施設や食肉衛生検査所の記録類の確認を行います。不明点があれば相手に確認しますが、担当者とのやり取りでは食品衛生等の知識が求められます。
	18:00	査察の最後に、施設と検査所に査察結果の講評を行います。必要な改善事項を相手が理解できるよう伝えます。場合によっては講評後に施設担当者からの質問に答えます。 



獣医系技官 私たちのお気入り

獣医系技官の仕事以外の素顔をご紹介します。

オフに登山にチャレンジ

業務の中で自然に触れる機会が少なく、最近は自然の中で体を動かせる登山にハマっています！日帰りでの登山だけでなく、年次休暇や夏季休暇を活用して遠方の山にチャレンジしたりしています。



食品監視安全課 食品健康被害情報管理室
井谷 寛 ITANI Hiroshi

退勤後のすごし方

退勤後は家でゆっくり動画を観たり大学時代の友人とビデオ通話をしたりして過ごすことが多いです（映えないですが…）。気が向いた時には電車を途中下車し、ショッピングをして帰ることもあります！



食品監視安全課 乳肉安全係
高橋 真央 TAKAHASHI Mao

こだわりの一人暮らし

官舎を借りて一人暮らしをしています。業務や国会対応で退勤が遅くなても早く帰宅できるため、とてもありがたいです。インテリアや家具にこだわり、テレワーク時にも好きな空間で仕事をする事ができます。



食品監視安全課 食品健康被害情報管理室
遠山 七彩 TOYAMA Nanasa

デスクまわりとやる気アイテム

机の上と PC 画面はすっきりさせておきたいのですが、気がつくと付箋のToDoリストと紙資料、お土産のおやつが増えています。灰色猫の巾着はやる気を出すためのアイテムですが、中身はウェブ会議用のイヤホンです。



食品監視安全課 食品安全係
犬飼 真秀 INUKAI Maho



若手獣医系技官 MESSAGE

公衆衛生分野で国民の健康に携わる獣医系技官。
どのような思いを持ち厚生労働省に入省したのか、
若手職員の声を聞きました。

国民ひとりひとりの日常を守る仕事



新型コロナウイルスにより大学生活が一変したこと、普段の日常が貴重であることを実感し、それらを守りたいという思いから厚生労働省に入省しました。獣医系技官は国民の日々の暮らしに直結する食品安全と感染症対策に携わることができます。国民の暮らしを陰で支えるような仕事に魅力を感じています。

健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課 係員
山田 大陽 YAMADA Taiyo

令和6年入省

常に学び続けられる環境



資格を活かして広く人のためになる仕事がしたいと思い、厚生労働省へ入省しました。現在は東京検疫所で食品衛生監視員として働いており、幅広い輸入食品を取り扱うため、獣医学だけでなく様々な知識が求められます。大変なこともありますですが、常に新鮮な気持ちで、学びながら仕事に携わることができます。

東京検疫所
食品監視課 係員
岡田 英李香 OKADA Erika

令和7年入省

厚生労働省の獣医系技官としての一歩

私は獣医師として人の健康に広く携わりたいと思い入省しました。現在、成田空港検疫所で食品衛生監視員として多種多様な輸入食品と向き合っています。業務では獣医師の専門性に加え、多岐にわたる分野への対応力が求められていると思います。日々新たな学びを得ながら、身近な食品の安全性確保に取り組むことにやりがいを感じています。



成田空港検疫所
食品監視課 係員
諸隈 光香 MOROKUMA Mika

令和7年入省

獣医系技官としてワンヘルスの推進に取り組む

中国には「上医医国、中医医民、下医医病」(上医は国を医し、中医は民を医し、下医は病を医す)という言葉があります。この言葉は、動物の病気を治すだけでなく、社会全体の健康を改善することこそ、獣医師の真の役割であることを教えてくれます。「ワンヘルス」の理念の下、厚生労働省獣医系技官として、社会全体の健康の実現に共に取り組んでいきませんか?



健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課 係員
清水 孝文 SHIMIZU Takafumi

令和4年入省

入省後1年間の流れ

入省!

入省後直ちに業務が始まるわけではなく、はじめ3週間程度は、厚生労働省新規採用職員研修で厚生労働行政について学んだり、獣医系技官研修で検疫所や地方厚生局などの見学に行ったりします。

初任行政研修



全府省の総合職新規採用職員を対象とした研修が行われます。約3週間に渡り他省庁の新規採用職員と共に研修を受けます。

新しいステップへ



ある程度業務になれ、一步踏み込んだ新しい仕事にチャレンジし始めます。また、通常国会が始まり、国会答弁の作成や議員の方とのやり取り等、上司の対応を見ながら流れを学びます。

本配属

研修後、4月末～5月上旬に各配属先へ配属となります。

令和7年度入省の職員4名は、みな別々の検疫所に配属となりました！



夏季休暇



厚生労働省では、7月～9月に連続3日、夏季休暇を取得することができます。

夏季休暇と年次休暇を組み合わせて1週間の休みをとり、海外旅行に行きました！

人事異動

年度の切り替わりに人事の異動が行われることが多いです。自分や周りの職員が異動する場合、次年度以降も問題無く業務を継続できるよう、引き継ぎや業務整理を行います。

若手獣医系技官アンケート 若手職員へ聞いてみました！

入省前と入省後の印象の違い(ギャップ)はありましたか

入省前に想像していた以上に、様々なバックグラウンドを持つ人が働いていることに驚きました。お互いの違いを感じながらも学びになることが多い、楽しく働くことができています。

——諸隈さん

これまでの業務で印象的なエピソード、経験を教えて下さい！

コロナ本部にて職務に当たったこと、WOAH主催のワークショップに参加したこと、オズウイルス患者の報告に携わったことなど、若手のうちから大きな業務に携われたことが印象的でした。

——清水さん

大学での勉強で、業務に役立ったことは？

食品衛生学の知識はとても役立つと思います。前提となる知識があることで、食品衛生法や乳等命令などの法令の理解がしやすかったと感じています。

——岡田さん

学生のうちにしておいた方が良いことは？

学生のうちに勉強に限らず多様なことに興味を持ち挑戦してみるといいと思います。未知なものに対して拒否感や警戒心より、好奇心の方が大きいと仕事も楽しくなると思います。

——山田さん

ワークライフバランス

厚生労働省では、柔軟な働き方の実現に向けた各種制度を活用できます。健康の維持だけでなく、育児や介護などのライフステージに応じた働き方が可能となるよう、ワークライフバランスの推進に取り組んでいます。



出産育児休業

出産や育児での負担への配慮と、仕事と育児が両立を重視した、さまざまな育児休業等制度でサポートしています。

出産する場合

産前・産後休暇

産前6週間、産後8週間
※多胎妊娠の場合は産前14週間

3歳未満の子どもを養育する場合

育児休業

配偶者の就業等の状況にかかわらず
取得可能

育児時間

1日の勤務時間の一部（2時間まで）を
勤務しないことが可能

小学校就学前の子どもを養育する場合

超過勤務の免除

残業などの超過業務が考慮され免除

育児短時間勤務

勤務時間を1日3時間55分
(週19時間35分)等に短縮

その他の休暇制度例

各個人のライフステージや環境に対して、柔軟に働けるようにその他休暇制度も用意され、働きやすい環境整備に力をいれています。

年次休暇

1年で最大20日付与。20日間を限度として翌年に繰り越しが可能。

介護休暇

要介護状態にある家族を介護する場合に取得可能。

病気休暇

療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得可能。

特別休暇

夏季休暇、結婚、子の看護などで取得可能。

テレワークも活用可能です！

勤務時間について

原則、国家公務員の勤務時間は、1日7時間45分、1週間38時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みとなっています。職員が希望する場合には、公務の運営に支障がない範囲でフレックスタイム制（職員の申告を考慮して1日の勤務時間を決める制度）を利用できます。また、1日の勤務終了後、翌日の勤務開始までの間に、11時間以上の休息時間（インターバル）を設け、生活時間や睡眠時間を確保しています。

男性の育休は当たり前 工夫次第でフルタイム共働きも



健康・生活衛生局
食品監視安全課主査
佐分 洋平
SABURI Yohei

出産・育休取得時期

第2子を授かったタイミングで1か月の育児休業を取得しました。厚生労働省では男性であっても最低1か月の育児休業の取得が奨励されています。

私は入省2年目に第1子を授かり、5年目に第2子、さらには留学研修中に第3子を授かりました。

2年間の留学研修を終え、現在は3人の子どものパパとして本省勤務をしています。妻もフルタイムで復職し、それぞれの職場の制度を活用しつつ、仕事と育児を両立しています。一昔前とは違い、テレワークの環境も整い、利用できる制度も増えたことで、男性職員も育児に参加しやすくなったと実感しています。そして何よりも、周囲の理解と支えがあるからこそ、安心して両立に取り組むことができています。

働き方を選べる環境で 新しいことにも挑戦できています

フレックス制度

定時退庁

テレワーク

休憩時間の変更

特別休暇 (看護休暇)



健康・生活衛生局
食品監視安全課輸出先国規制対策室
佐藤 千紗
SATO Chisa

出産・育休取得時期

令和6年に出産し、入省3年目にあたる1年間に育児休業を取得しました。

令和7年5月に復職し、現在はフレックス制度を利用して夫と保育園の送迎を分担しています。お迎えに行かない日も定時で帰れるよう職場でお声がけいただくことも多く、理解いただき働けることに感謝しています。また、復職は経験のない部署だったため、限られた時間の中で新しい業務に挑戦することに不安もありましたが、サポートいただき業務に慣れることができました。

子供の成長はあっという間で、育休中のように一日中一緒にいることができないの寂しく感じる時もありますが、その分一緒にいる時間は思いっきり楽しむようにしています。

こんな休暇・休業制度の使い方も！

夏季休暇(3日)に年次休暇を併せて10連休のまとまったお休みをいただきました！子どもも夏休みだったので、家族で旅行に行くことができました！

配偶者が海外転勤になったため、1年半程度休職し、復帰しました。



入籍後、結婚休暇制度を利用し、1週間沖縄旅行へ行きました！

病気により手術が必要となり、1ヶ月間のお休みをいただきました。その後も体調に応じてリモートワークを活用したり、時間休を取得したり、無理なく勤務できています。

獣医系技官は
どんなことをするの？

実際に話してみたい！

覗いてみたら運命と出会えるかも？! 獣医系技官を知る イベントに参加しよう!!

採用関連
イベント

どういう人が向いてる？

令和6年度の実施例

- 5月 オンライン受験相談会、インターンシップ説明会
- 8月 業務説明会＆政策立案ワークショップ
- 12月 業務説明会
- 2月 霞が関OPENゼミ
- 3月 業務説明会
- 通年 大学での出張講義

各種説明会

各種説明会で実際に厚生労働省で働く先輩の話を直接聞くことができます。遠方でも参加できるようオンライン形式でも行っています。海外留学、採用試験、実際の働きやすさなど何でも質問してください。

最新情報、質問や業務説明は随時受け付けています。
ホームページをご覧ください。



出張講義

大学において「獣医公衆衛生行政について」という題目で、国及び地方自治体で働く公衆衛生獣医師の仕事内容などについて講義を行っています。

講義後には座談会を開催しておりますので、興味がある方は是非ご参加ください！



インターンシップ制度

毎年8～9月頃に1週間程度のインターンシップを実施しており、獣医系技官として採用された場合に配属される可能性がある部署の業務説明を受けるほか、実際に業務も体験していただきます。プログラムは年度により異なりますが、本省以外の関連機関の見学も実施しています。

インターンシップ体験談

獣医学で学んだことを活かして様々な分野の方と関わる仕事をしたいと考える中で、厚生労働省の獣医師はどんな分野に携わっているか知りたいと思い、インターンシップに参加しました。

インターンシップでは業務説明や業務体験、関連施設の見学をさせていただき、獣医系技官が携わる業務の幅の広さや責任に驚くと共にやりがいを感じ、こんな進路もあるのか！と刺激を受けたのを覚えています。様々な進路に悩む中で、選択肢の一つとして獣医系技官の在り方を知ってもらえた嬉しいです。



坂口 直弥
SAKAGUCHI Naoya

神戸検疫所食品監視課

採用について

採用試験

試験日程

最新の情報は獣医系技術職員ホームページでご確認ください。

1次試験 5月下旬～6月上旬

- 専門試験(多肢選択式・記述式)
- 基礎能力試験(多肢選択式)

1次試験について

専門試験(多肢選択式60問、記述式4問)及び基礎能力試験(多肢選択式30問)で構成されており、通常2日(土・日)に分けて実施されます。

2次試験 7月下旬

- 政策課題討議試験
- 人物試験 ※英語試験(TOEIC等)の加算あり

2次試験について

政策課題討議試験とは、政策の企画立案に必要な能力その他総合的な判断力及び思考力についての総合試験であり、特にグループ討議によるプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を評価するものです。人物試験では、人柄、対人的能力などについて個別面接を行います。

採用試験体験談

最新の受験案内や過去の試験問題については、こちらのページをご覧下さい



いつから試験対策を始めましたか。

研究室の関係あまり時間がとれなかったため、大学5年の1月頃から教養・専門試験の勉強をしました。

試験直前の4月頃より、専門試験の勉強を中心に始めました。

試験の2、3か月前から開始しました。

1次試験の対策方法

基礎教養試験の対策冊子を大学経由で購入し、数的処理など対策しやすい分野を繰り返し練習しました。

公開されている過去問を解いたり、特に出題されやすい感染症・公衆衛生分野の教科書を読み込んだりしていました。

5年分の過去問を繰り返し解いて復習しました。大学のテスト勉強も対策に役立ったと思います。

面接試験の対策方法

大学の就活センターを利用し、何度も面接練習をしました。

入室～退室のマナーをよく確認しました。自分のやりたいことを適切に伝えられるように、あらかじめ考えを整理しました。

面接対策本を読み込み、友人に面接官役として手伝ってもらいました。

英語試験の活用をした場合、その勉強時期

大学5年の10月頃から英語加点のためのTOEIC勉強をし、翌年1月に受験をしました。

大学3年生から厚生労働省の受験を検討していたので、時間のある長期休みの間にTOEICを受験しました。

採用試験を受けてみての感想 (やってよかったこと、やっておくべきだったこと)

専門試験対策は国家試験対策にも繋がるので、国試対策本は見ておいて正解でした。また、面接試験も何度も繰り返し練習したので、当日は緊張したもののある程度余裕を持って回答することができました。

業務で英語を読む機会があるので、英語試験活用のためにも英語の勉強をしておけばよかったと思いました。

面接形式等をあまり下調べしていないので緊張しました。先輩や知り合いに職員がいれば聞いておくとよいと思います。